

日程第27 議員提出議案第2号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書について

○議長（中西峰雄君）日程第27 議員提出議案第2号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君）介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書の提案理由の説明をさせていただきます。

その前に、内容をご理解いただくために少々補足させていただいております。

今、全国で施設入所者数というのが約42万人おられるそうで、これに対して待機者が42万人。同数であるそうなんです。それで、圧倒的に足らんということをまずご理解いただきたいと。

今、国では、平成19年度に高齢化率が21%を超えて超高齢社会に入りました。一方、本市では、平成20年の9月に高齢化率を見ましたところ22.3%、これも国よりもかなり上がっております。そういうふうなことで、この意見書を提出させていただきました。

ただ、介護現場の部分については、介護施設また在宅の支援体制、介護労働者が不足しているということで、こういったこともちょっと踏まえて、この本文を朗読させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書。

介護保険制度がスタートしてから10年を迎えたが、介護現場では深刻な問題が山積している。特に、特別養護老人ホームの入所待機者は42万人にものぼり、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻である。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして、介護事業者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきている。

しかも、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えると言われている。今後、さらに進展する超高齢社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現をめざすには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

そのため、2012年に行われる介護保険制度改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要と考える。政府におかれましては、介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、特に以下の点について、早急な取り組みを行うよう強く要望する。

1. 2025年までに「介護施設の待機者解消」をめざす。そのために、介護3施設、これはいわゆる特別養護老人ホーム、老人保健施設であったり介護療養型医療施設のことを言っております、を倍増させ、特定施設、これは有料老人ホームとかケアハウス、またグループホームのことです。グループホームを3倍増する。

2. 在宅介護への支援を強化するために、24

時間365日訪問介護サービスの大幅な拡充を行うほか、家族介護が休息をとれるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡大する。

3. 煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続きを簡素化、要介護認定審査を簡素化し、すぐに使える制度に転換する。

4. 介護従事者の大幅給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行う。

5. 介護保険料の上限が高くなり過ぎないように抑制するため、公費負担割合を5割から当面6割に引き上げ、2025年には介護保険の3分の2を公費負担で賄う。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月 橋本市議会。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（中西峰雄君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 中谷君。

○7番（中谷和史君）少しお伺いいたします。

現在、市の場合、介護保険特別会計が恐らく40億円をちょっと超えていると思うんですが、これを実行した場合に、全体でどのようになるのかと。また、市の負担はどうなるのか予算的のところ、介護保険料もどうなるのかというようなところを考察されておれば、お伺いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）大変申しわけありません。そこまで試算しておりません。

ただ、先ほど説明させていただきましたように、この意見書を提案させていただくにあたり、超高齢社会に向けて、やはり政府として取り組んでいただきたいということで提案をさせていただきました。

ただ、橋本市の財政負担等についても、こ

れは本当に必要になってきますので、そこら辺はちょっと計算してないので申しわけありません。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）提出者に質問いたします。

施設が不足して、待機者もたくさん、先ほどのお話ですと42万人おられると。そのことからこの意見書を出すということは本当に大事だと思うんです。ただ、この現状をつくったのはだれなのか、どういう政権だったのかということもすごく問われることだと思うんです。実際に、自公政権がこれまで介護保険制度、3年ごとに見直しをしてきまして、施設整備についても縮小、縮小の方向でずっと来たわけですか。さらに言いましたら、この施設抑制を進めてきた当時の厚生労働大臣というのは、公明党の坂口力氏でありました。政権にいてるときにこういう縮小方向を出していながら、政権から離れた途端に政府に対して意見書を出すことについて、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）党に対しての指摘と受けとめますが、私は、やはり地方のこういう行政の中で、介護保険制度が平成12年の4月から始まりまして約10年になりまして、私たち公明党としては、昨年11月から12月にかけて総点検運動をさせていただきました。その際に、いろいろと事業者の方もそうですけれども、介護従事者の方、いろんな意見をお伺いしていると、やはり橋本市内でもいろんな問題が発生してきているということで、今回こういう形で意見書を提出させていただいたんですが、なぜ与党の時代にこういうことをやらなくて、野党になって言ったのかということ、今、先ほど説明させていただきましたよ

うに、この10年間、日本の超高齢社会になったということで、これは私どもの与党の時代におったときに、高齢化を妨げるというか、高齢化を少なくするというは、これはもうできませんよね。ですから、その取り組みというのはその都度やらせていただいていたんですが、やはり現状を見ると、42万人の入所者がいる中で、待機者がもう42万人。2025年に至っては3倍強、高齢化率が30%になりますと、これは約3倍ぐらいに。だから、待機者が約42万人、約80万人近くが待機者が出てくるということで、今回、政府に対して、もう少し介護保険に関して改善を求めたいということでやらせていただきました。

ちょっと質問の内容で、それでよろしいんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）現状はそうであっても、その現状をつくり出したのが今までの政治であったということをお聞きしたんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）確かにご指摘があって、国でいろいろと介護保険の制度に対して取り組むことに関しては、うちの公明党としても、きちんと取り組みをさせていただきました。ただ、そういうご意見があるということで、反省の一つの材料でありますけども、この現状を考えたときに、やはりこういう制度の、あと変わってきますよね、改正。だから、その現状をもう少し把握してほしいということで出させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議員提出議案第3号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書について

○議長（中西峰雄君）日程第28 議員提出議案第3号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

22番 楠本君。

〔22番（楠本知子君）登壇〕

○22番（楠本知子君）意見書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書。

本年2010年は「国民読書年」である。「文

字・活字文化振興法」の制定・施行5周年にあたる2010年、政官民協力のもと、国を挙げて読書の気運を高めようと、2008年6月に衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」が採択され、制定された。

それにもかかわらず、2010年度政府予算案では、「子ども読書応援プロジェクト」事業（2009年度予算額1億5,506万円）を廃止。そのかわりに、子ども読書の普及啓発予算として4,900万円を計上したものの、結果的に子どもの読書活動の関連予算が大幅に削減された。また、読み聞かせなどの読書活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民出資の「子どもゆめ基金」も、政府出資金100億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされている。

このように、鳩山政権によって子どもの読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことは大変残念であり、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでいる。

昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果によると、全国の図書館が2007年度に小学生に貸し出した本は、登録者1人当たり35.9冊と過去最多となり、1974年度の調査開始時（16.5冊）に比べて2.2倍に伸びた。この結果は、「子ども読書活動推進法」の制定（2001年）を機に、学校での「朝の読書」や、家庭や地域、学校などでの「読み聞かせ」活動などが着実に根付いてきたこと、また、国が積極的に読書活動推進の事業を行ってきたことの現れと言っても過言ではない。

読書活動推進の取り組み効果が現れているにもかかわらず、まさに「国民読書年」の本年に予算を削減するというのは、2008年の国会決議にもとるものである。

子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や想像力などを高め、豊かな心

を育むとともに、さまざまな知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことのできない活動である。「政官民協力のもと、国を挙げてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子どもの読書活動を守り育てていくため、政府は子どもの読書活動を推進するための十分な予算を確保するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月 橋本市議会。

提出先、内閣総理大臣、文部科学大臣。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議員提出議案第4号 永住外国人の地方参政権付与の法制化に反対する決議について

○議長(中西峰雄君) 日程第29 議員提出議案第4号 永住外国人の地方参政権付与の法制化に反対する決議について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

7番 中谷和史君。

[7番(中谷和史君)登壇]

○7番(中谷和史君) 永住外国人の地方参政権付与の法制化に反対する決議といたしまして、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

最近の報道によると、政府与党は、永住外国人への地方参政権付与の法律を制定しようとしているとのことである。

しかし、地方参政権に限定するといえども、国家の統治に、間接的あるいは直接的に影響を及ぼす危険があると考えます。警察権、教育権においても同様である。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解釈するのが相当である」としている。

一方、国籍法は、第4条において「外国人は、帰化によって日本の国籍を取得すること

ができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化による方法をとるべきものとする。

よって、国が永住外国人に対して地方参政権を付与する法律を制定することに強く反対する。

以上、決議する。

平成22年3月 橋本市議会。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、外務大臣。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長(中西峰雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) 提案者にお尋ねをいたします。

結局、この永住外国人の地方参政権、つまり市長選挙や市議会議員選挙にいわゆる有権者として認めていくと。このことに対して反対だということなんですけれども、もう少し市民にわかる言葉で、その反対理由を提案者の方から説明いただけますか。

○議長(中西峰雄君) 4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) 市民にわかりやすい話といたしましたら、憲法15条「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と。これは市民にわかりやすい言葉です。ほかにはまた、例えば、この前も話しましたが竹島問題とか石垣島の話で、市長選挙あるいは首長選挙のときに、議員選挙のときに住所を移して、それで結局だれを首長あるいは議員に選ぶかによって、国の安全保障、国家の基本的な存立のことに対して、外国人が大きな影響を及ぼすということは、極めて国益を害する話であります。

以上です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）いま一つわかりにくいんですが、その外国人が日本で住まれておって、そして納税も行って、そこで生活をしているわけですから、そういういろんな意味で、いわゆる議会制民主主義といいますか、議会を通じていろんな市民の要求なり、いろんな生活の上で、いろいろと議会等がかかわってくる。そこにいろんな政策を持った議員を選んでいくことが、なぜいけないのか。どうも竹島問題等で説明されているんですが、何か意図的にそうした目的を持って大量に移住してきて、そうしてその自治体のいろんな施策をゆがめると。こうしたことを考えること自体が、少し、何とというか偏見というか、いうことになるんじゃないかと思うんですが、この点再度伺います。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）まず、共産党は日頃憲法、憲法と言われているんですけれども、第15条の憲法の明文に違反しているようなことを平然と言われるというのは、私は理解できない。

今の質問に対しての答弁としては、この前、ビートたけしの「テレビタックル」を見ているときに、自民党の議員が言っていましたけども、オリンピックかな、中国のときに日本に聖火ランナーが走るときに中国人がどっと入ってきて、聖火ランナーを大勢で支援して回ったと。そういう、民主主義も表現の自由もわからん国の人たちがそういうことをするということは、中国だけじゃないんですけども、もし、日本の国益を害し、自分の国の利益に沿って投票するということになれば、日本の安全保障、そういうことが、例えば竹島の問題で、所属の首長が竹島は韓国の領土だというようなことを主張して、それが当選されれば、

竹島いつこの問題じゃなくて、周辺の海域の問題、あるいは資源の問題、あるいは国の安全保障の問題、そういうことで、日本の存立に大きな危険性をはらむ行為である。そういう理由から反対するわけでありませぬ。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今、提案者のほうから、共産党はいつも憲法というのにといいましたので、そのことについて言いたいと思います。

憲法第15条第1項のことですけれども、共産党の見解は、公務員の選定、罷免権は国民が当然持つべき権利、決して奪ってはならない権利という意味であって、永住外国人に地方参政権を保障することを憲法が禁じているわけではない、という解釈であります。

それと、永住外国人の地方参政権が問題になっているのであって、なぜ、その竹島問題にこだわるのか。そのことのほうが非常に疑問です。永住外国人ということは、その地にとずっと、まあ言うたら、引越はされるかもしれないけれども、ずっと日本に住んでおられる、これからも住む意思のある方で、日本人と同じように、国籍は違ってもその地方、地方で生活されている方であると思うんです。それをなぜ竹島にばかりひっかけるのか、そのことのほうが疑問で仕方ありません。

○議長（中西峰雄君）ちょっと待ってください。

阪本議員、質疑でお願いいたします。討論ではございませんので、質問をしてください。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）なぜ竹島にこだわられるのか質問いたします。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）わかりやすい説明をしろという話で、一つ例と出ただけで、竹島

だけじゃなくて、例えば首長の、あるいは議員に対して、まとまって何百何千の票を与えることができる団体があるとすれば、これが議員あるいは首長を通じて国会に対しても、国会議員の選挙に対しても大きな影響力を及ぼす、これは火を見るよりも明らかで、国家統治の基本に対して、外国の勢力が影響力を持つということは断固排除するのが、国民主権と国益を守る日本国民の当然の権利と義務であると思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これ、さきに議員提案1号で出たものを取り下げられて、また出てきておるわけですがけれども、今の議論でもございましたけども、まず一点、ちょっとお尋ねしたいのが、先ほどの答弁の中でも、永住者というものに対して基本的人権がない、認めるべきではないかのようなご発言があったかと思うんですが、そのような点について、まずはご説明をいただきたい。

それと、今度、さまざまな相互の問題とか、前回もご議論がありましたので、その点については省略をさせていただきたいんですけども、現在、閣法として提出はないということで、最近の報道でもということで序文にあるんですけども、これがないということになっている今、改めてこの決議を提出されるその必要性についてどのようにお考えなのか。

そしてまた、次に、意見書ではなく、これを決議案として本議会に提案されていることの理由についてお尋ねをしたい。また、当然、2名の議員が提出されておるので、ご承知のことかとは思いますが、改めて意見書と決議案の違い、効果についてどのような認識をお持ちなのかお尋ねをいたします。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）まず、永住者に基本的

人権を否定するという、私はそういう意図で話をしているのではないんです。外国人が日本国の統治に関与するということは否定すべきだという話をしているので、基本的人権の一つであれば、外国人は外国人で、投票を自分の本国でできるんですからね。それを、もともと基本的人権として、日本の選挙権を認めているという話自体がおかしいと。

それから、税金を納めているということですが、税金を納めている、そのおかげで日本の治安、あるいは道路、いろんな便益を受けていると。便宜を受けているので、それで税金云々の話はおかしいと。納税義務を持っている日本人が、納税していない人もあるいは学生でも選挙権はあるんだと。だから、税金を納めているということと、国家統治に関与する権利を持っているということは全く別問題です。

それから、提出はないということですが、提出の動きがあるという話をしているので、動きを抑えるためにもこういう意見書を提出するという事は。

（「意見書ですか」と呼ぶ者あり）

○4番（松浦健次君）そういう決議をすることは何ら問題ないと。いろんな国の動き、あるいは国以外の勢力の動きに対しても、問題ありとすれば、国民としていろんな意見を申し上げて、あるいは地方自治体の意見として国家に意見を出すということについては、何も問題がない話であります。提出されるまで出してはいけないというような考え方自体が間違いだと、私は判断しております。

それと、意見書と決議の意味がどない違うかと。あもか餅かの話で、実質的には同じやと思ってます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君、答弁もれ指摘願います。

○13番（瀧 洋一君）ちょっと今、答弁の中で、私、意見書と決議案の違いということについてはご答弁いただいたんですけども、なぜ今回、意見書ではなく決議案としてこれを提案されたのか、この真意についてお尋ねをいたします。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）どちらでも結構です。決議のほうが映りがいいと思ってつくっただけです。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今お答えいただいたんですけども、大変恥ずかしい限りかなというのは正直な感想でございます。

まず、参政権の議論、納税云々ということがありました。そして、多くの方がこの日本へ来られて投票することで、国も変わってくるんだと。何か中国のオリンピックのときのようなお話もされましたけども、単に旅行者に対して参政権を認めているわけじゃないですよ。特別永住者ですよ。そこらのところで、少し認識を、ちょっとかなり偏ったことを言われているのかなというのが思います。

そして、前回の1号議案のときにお尋ねさせていただきました、橋本市においての影響される、今回の対象となる方の人数ということで、市民課のほうでお調べいただいて、きょうも送付箱に入っておったんですけども、この人数からして、市議会議員の選挙について、また市長選挙についてどの程度の影響を及ぼされるとお考えなのかということ、まず一つお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）瀧君に申し上げます。質疑は簡潔明瞭にお願いいたします。

○13番（瀧 洋一君）それと、意見書と決議、同じようなものだったんですけども、私の認識を申し上げます。意見書は、地方公

共団体の公益に関することについて、議会の意思を意見としてまとめた文書であり、地方自治法第99条で、「普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができる」。決議は、議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的效果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明するために行われる議会議決であり、議決の内容は当該地方公共団体に関する事件が対象であり、法的効果を生じるもの、生じないものがある。しかし、これは可決をされてもどこかへ提出するものではありません。これが一般的な解釈と私は聞いております。

そして、この決議案には提出先として、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、外務大臣と並んでおります。決議に対してこのような提出先があるということ。どのような認識でこの決議案を起案されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）市議選にどのような影響があるかと。私はそういうことは問題にしてないんです。もともと国家統治に対して、外国人が選挙権を持って影響を与えるのが好ましくないと、憲法違反だと、そういう観点からものを言っているんで、この市議会選挙に影響を与えるかどうか、そんなも答える必要ないと思います。

それから、決議と意見書の違いと。意見書については法的に根拠があると。決議にしても市議会の意思決定だと。これをどこに送付するかは市議会の判断によるので、何も問題ないと思いますけどね。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番(阪本久代君)登壇〕

○2番(阪本久代君)永住外国人の地方参政権付与の法制化に反対する決議に、反対の立場で討論を行います。

地方政治は、本来すべての住民の要求にこたえ、住民に奉仕するために、住民自身の参加によって進められなければならないと考えます。住民自治は、地方自治の本旨、憲法第92条の重要な内容をなすものであり、憲法第93条は自治体の長及び議員はその地方公共団体の住民が直接これを選挙すると定めています。また、地方自治法はその住民について、市町村の区域内に住所を有する者(第10条)と規定しています。これらの規定に照らしても、自治体の運営は、本来国籍を問わず、その地域に在住するすべての住民の意思に基づき、住民自身の参加によって進めるべきであると考えます。

よって、永住外国人の地方参政権は付与すべきだと考えますので、この決議に対しては反対をいたします。

○議長(中西峰雄君)ほかにありませんか。

6番 清水信弘君。

〔6番(清水信弘君)登壇〕

○6番(清水信弘君)我が国への愛国心の発露は、あくまでも日本国籍所有者によって可能であると信じております。したがって、日

本の今後を左右する参政権は、日本国籍所有者によってなされるべきであると思います。

よって、この永住外国人の地方参政権付与の法制化に反対する決議については、賛成であります。

○議長(中西峰雄君)ほかにありませんか。

10番 平林君。

〔10番(平林崇行君)登壇〕

○10番(平林崇行君)ただ今の決議につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

私は、この第4条において、外国人は帰化してという部分は非常に賛同できます。帰化というのは、身も心も、ロイヤリティー、これを日本の国にささげる、そうした精神を持った人が投票権を得られるということに対しましては、私はそのとおりに思っておりますけれども、じゃあこの決議案を総理大臣、提出先がいろんな、先ほど13番議員に、提出される、橋本市議会としての質問者、答弁者の答えが、本当に納得できるかなれば、私は答弁者の、この議会においてこの議案を出すことにつきまして、いささか不安がございます。先ほどの答弁では、私はこの議案に対しては、橋本市議会から提出するということに対しては反対です。

以上、反対の立場で。

○議長(中西峰雄君)ほかに討論する方ありますか。賛成の方ありませんか。

13番 瀧君。

〔13番(瀧 洋一君)登壇〕

○13番(瀧 洋一君)それでは、本案につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、この中身、内容的に、先ほど提案者は、市議会議員選挙についての影響など関係ないという旨のご答弁がございました。しかし、その一方で、前段のところでは、この地

方議会が変われば、そこから国政への影響が考えられる、だから提出をするんだという旨のご発言があり、ここには大きな矛盾があるものと考えております。

それとともに、先ほど10番議員からもご討論ありましたけれども、あくまでもこれは決議であって、これを市議会として対外的に表明するという本来の趣旨でございまして、意見書であるのではございません。それを提出先として、このように送付をするということは、決議案の意味すら理解をしてない議会なのかと、橋本市議会の品位を汚すものではないかと考えます。

改めてこれは否決をし、また提案者もそれぞれのご主張があるのであれば、改めて法的な要件を満たした形で再度ご提出の上、ご議論いただきたいと考えますので、私は反対とさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）ほかに。賛成ですか。
（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（中西峰雄君）暫時休憩いたします。
（午前11時53分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

議員提出議案第4号の討論を行います。

討論する方ありませんか。

12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）反対の立場から討論をいたしたいと思っております。

いろいろの質問等ありまして、提案者のほうから答弁をいただいておりますけれども、私としては誠に納得しがたい点がたくさんありました。この問題につきましては、大変難しい問題だと認識しております。特に、国にお

いても今大変議論が伯仲しておるといいですか、本当に方向が定まってないのかなと思っております。政党もそうですし、議員個人個人もそうですし、同じ政党間、政権与党であっても議論が分かれておるような状況の中で、橋本市議会としてこういうことを決議をするということは、市民に対してものすごく大きな影響を与えると思うんです。橋本市の方向付けといいますか、市民の中にもこういう問題については、なかなかまだ今のところ盛り上がった議論はされていないし、十分理解もされていない中で、市議会が方向付けをするということは大変危険性があるのではないかなと。大変大事な問題なので、議会としても当然議論をすべきだと思うんですけども、今、この決議をして国に提出するということについては、時期尚早であらうかと考えますので、反対をしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。
23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）私は、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

先ほど動議を出させていただきましたが、法律上、決議文を出すことに対して、法的に問題があるのではないかなというような議論があったわけなんですけども、意見書については、地方自治法第99条に基づいて、法的根拠というか、それに基づいて出すわけなんですけど、決議文につきましては、法的根拠がないということで、出すことについては問題がないということでありましたので、一応そういうことも含めまして、今、この時期にこの参政権を、国のほうできちっとそういう方針が出るまでの間、こういう決議文に基づいて、今のところ守っていくことが大事かなと思うわけでございまして、何ら法的に問題がないということでありますので、この決議につい

ては賛成の立場で討論をさせていただきます。
以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第4号 永住外国人の地方参政権付与の法制化に反対する決議について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案並びに決議案4件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ

閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長（中西峰雄君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（中西峰雄君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）3月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本定例会は、去る2月8日から本日までの25日間を会期として開催いたしました。議員の皆さん方におかれましては、本会議並びに各常任委員会において、終始熱心にかつ慎重にご審議を尽くされまして、上程いたしましたすべての諸議案に対し、原案どおりご可決を賜りました。心から御礼を申し上げます。

会期中に議員各位から寄せられました貴重なご意見やご要望等につきましては、今後十分配慮した上で努力を傾注してまいりたいと考えております。

さて、若干、地震のことをございますけれども、この間からチリの中部沖地震、マグニチュード推定約8.6とかお聞きしておるわけですが、2月27日に発生されて、22時間後で日本に到達されたと報道がされてございます。距離にして約1万7,000km離れた日本でも、大なり小なりの影響があったということをございます。本県の串本では0.5mの水位が上昇あったということをございました。しかし、大きな被害はなく、水産業では養殖

のホタテとかカキの施設にいくらかの被害があったということを報道でされておるところでございます。非常にこの地震等につきましては、予断を許されない事態も刻々と迫っておることは事実でございます。

次に、今議会中に生じた行事でございますが、2月の25日に自主防災の協議会が立ち上げられました。現在、73の団体が結成されてございますが、当日は63団体が結成をしてスタートされたところでございます。残りの10団体、あるいはこれから結成していこうとする地域もあるわけございまして、できるだけ早い時期に100%の地域がこれに加盟いただいで、安全安心のまちづくりに向けて取り組んでいかなければならないと思っておるところでございます。

また、去る3月2日、紀北橋本エコヒルズにおきまして、本市の誘致企業であります林化成株式会社橋本工場の新築工事の地鎮祭がとり行われました。林化成株式会社はタルク等、鉱物粉末を取り扱う専門メーカーで、橋本工場ではタルク等の特殊処理加工や樹脂コンパウンドの製造工場として、8月に操業開始する予定であると伺っております。敷地面積は1万4,385㎡、延べ床面積は4,566㎡であります。なお、地元雇用につきましては、進出計画では当初8名でございましたが、既に10名の募集を行っておると聞いております。

以上、報告をさせていただきます。

さて、早いもので今議会が私にとりまして任期最後の議会となります。4年間の在任中に、中西議長をはじめ議員各位から寄せられましたご厚情を胸中に思い起こすにつけ、感謝の気持ちでいっぱいでございます。そしてまた、大変厳しい財政状況の中ではございましたが、円滑に市政を運営することができましたのは、議員各位と市民の皆さん方のご支援とご協力の賜物でございまして、心から感

謝を申し上げる次第でございます。私といたしましては、任期までしっかりと職責を果たしてまいりたいと思っております。

どうか議員各位の皆さんにおかれましては、ご健康にはくれぐれもご自愛をいただきまして、市政発展と市民の幸せのため、今後もなお一層ご尽力を賜りますよう、切にお願いを申し上げますとともに、本日ご参席の皆さん方の、ますますのご健勝とご活躍を心から祈念申し上げます、閉会にあたってのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（中西峰雄君）平成22年3月定例会の閉会を迎えるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は2月8日開会以来本日まで25日間、議員各位におかれましては時節柄何かとご多忙中にもかかわらず、ご熱心に審議を賜り、本日をもって平成22年度予算の成立を見ましたことを、議長として厚く御礼申し上げます。

また、会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことを、重ねて御礼申し上げます。

市長並びに理事者各位におかれましては、予算をはじめ成立した各議案の執行にあたっては、適切な運営をもって進められ、市政発展のため一層の努力をお願い申し上げます。

さて、来るべき3月14日を投票日とする市長選挙におきまして、立候補を表明されております木下市長におかれましては、市議会議員、県議会議員として培ってこられた経験、知識を生かし、混迷する社会経済情勢の中、新市誕生後の4年間、旧市・旧町の一体性や均衡ある発展に取り組まれ、多くの実績を残されました。また、同僚議員であります平林議員におかれましても、同選挙に立候補を表

明され、市議会議員 3 期 9 年の経験をもとに、新たなまちづくりをめざしておられます。

申すまでもなく、市長選挙は一人の当選人しか許さない熾烈なものでございます。ご兩人におかれましては、どうかくれぐれもご自愛、ご自重いただき、有権者に対しまして誠実に思うところを訴えられ、明るく正しい選挙運動のもと、悔いを残すことなく存分に選挙戦を戦い抜かれますことを心より願います次第でございます。

また、長年にわたり、本市行政のためご尽力いただき、3 月末をもってめでたく定年退職あるいは勇退されます職員の皆さま方には、これまでの行政経験を生かし、新たな分野で、

また地域社会の中核となってお活躍いただきますようご期待申し上げます。

終わりにりましたが、議員各位はもとより、理事者におかれましても、今後とも市政発展のためご尽力いただきますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

これにて平成 22 年 3 月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 1 時 16 分 閉会)